

平成17年7月定例会会議録

1 日時

平成17年7月20日(水) 開会 午後3時00分

閉会 午後4時45分

2 場所

教育委員室

3 出席委員

委員長 數野 美つ子

委員長職務代理者 砂田 清子

委員 高木 恒雄

委員 村瀬 光一

教育長 石毛 成昌

4 出席職員

学校教育部長 松本 文化

生涯学習部長 安達 美代子

管理部参事兼総務課長 渡部 安夫

管理部参事兼財務課長 近藤 恒

生涯学習部参事兼文化課長 市原 悟

生涯学習部参事兼生涯スポーツ課長 野内 修

施設課長 木村 和弘

学務課長 小湊 裕一

指導課長 石井 和明

保健体育課長 中村 新吉

社会教育課長 須藤 元夫

総合教育センター所長 松本 哲也

飛ノ台史跡公園博物館長 御代川 克之

一宮少年自然の家所長 秋葉 建一

船橋高等学校長 関谷 守

5 議案等

報告第4号 市長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について

報告第5号 学校と警察との相互連絡制度の締結について

陳情第2号 中学校歴史教科書選定の観点に関する陳情について

議案第41号 船橋市立小・中学校適正規模、適正配置に関する基本方針について

議案第42号 船橋市文化財の指定について

議案第43号 船橋市文化財の指定について

議案第44号 船橋市中心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について

議案第45号 船橋市スポーツ振興審議会委員の委嘱について

議案第46号 平成18年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について

議案第47号 平成18年度船橋市立小・中学校教科用図書並びに特殊学級及び養護学校の教科用図書の選定について

報告事項 1 平成17年第2回船橋市議会定例会の報告について

2 西図書館除籍に関する損害賠償事件について

3 船橋市西部公民館等建替設計委託契約の締結について

4 船橋市立船橋小学校と一宮町立東浪見小学校との交流宿泊学習の実施報告について

5 市・県・関東・全国中学校体育大会について

6 縄文コンテナラリーアート展 in ふなばし2005の開催について

7 教員の処分等について

6 議事の内容

委員長

ただいまから教育委員会会議7月定例会を開会いたします。

初めに、前回の教育委員会会議において、検討事項となりました陳情の取り扱いについて、事務局、説明願います。

事務局

前回、教育委員会会議6月定例会の中で、陳情の受理に関してご意見をいただいた件につきまして、事務局として判断がまとまりましたのでご報告を申し上げます。

陳情書の受理をする際に、内容によっては陳情ではなく要望書にした方がというやりとりはできないかということでしたが、このことにつきましては請願法第5条に「これを受理し、誠実に処理しなければならない。」と規定されております。したがって、陳情書として提出された場合は、事務局といたしましては、その形式、手続に瑕疵がない限り受理しなければならないものと考えております。

内容につきましては、公序良俗に反しないものであれば受理せざるを得ないものと判断いたします。

以上でございます。

委 員 長

ただいまの説明に何かご質問等ございますでしょうか。

各 委 員

なし。

委 員 長

それでは、会議録の承認についてお諮りします。

6月16日に開催しました教育委員会会議6月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

今回の教育委員会会議7月定例会の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、5名より申し出がありました。

傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

委 員 長

傍聴人にお願いがございます。

お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております、1、みだりに傍聴席を離れないこと、2、私語、談話、拍手等をしないこと、3、議事に批評を加え、または賛否を表明しないこと、4、飲食、喫煙等をしないこと、5、前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、または会議の妨害になるような行為をしないこと、6、傍聴される方はすべて係員の指示に従ってください。

以上の傍聴人の遵守事項についてよく守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。

それでは議事に入りますが、先ほど事務局から「教員の処分等について」の報告事項が提出されましたので、本日の議事日程の報告事項（7）として追加したいと思います。ご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。当該報告事項を追加するものとして、報告事項（７）により報告するものとします。

それでは議事に入りますが、議案第４４号、議案第４５号、議案第４６号、議案第４７号及び報告事項（７）は、人事に関する案件及び教科書採択に関する案件ですので、同会議規則第１４条第１項の規定により非公開としたいと思います。

また、本日の議事日程につきまして、当該議案等を同会議規則第９条の規定により、議事日程の順序を変更することとし、報告事項（６）の後に繰り下げたいと思います。ご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。当該議案等を非公開とし、報告事項（６）の後に審議いたします。

それでは議事に入ります。

初めに、報告第４号「市長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について」総務課、報告願います。

総 務 課 長

報告第４号「市長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について」ご報告いたします。

本案件につきましては、船橋市教育委員会組織規則第３条第３号、「予算その他、議会の議決を要する事件の議案について、市長に意見を申し出ること」の規定により、議決事項となっておりますが、平成１７年７月８日に船橋市議会に議案上程する日程上、臨時に教育委員会会議を開催することができませんでしたので、船橋市教育委員会組織規則第３条の２の規定により、緊急やむを得ない事由により会議を招集する暇がない場合に該当し、緊急に処理すべき事項として教育長が臨時に代理いたしましたので報告するものであります。

市長等の給料月額の特例に関する条例につきましては、本市の財政状況が大変厳しい中で、市長、助役、収入役、常勤監査委員及び教育長の給料月額を５％減額する特例措置を定め、平成１５年１月から施行しておりましたが、本年６月末で終了いたしましたことから同様に平成１７年８月から平成１９年３月までの間、特例措置を行うものであります。

なお、本条例につきましては、7月15日に閉会いたしました平成17年第2回船橋市議会定例会におきまして、全会一致で可決されております。

以上でございます。

委員長

ただいま報告がありました。何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

各委員

なし。

委員長

続きまして、報告第5号「学校と警察との相互連絡制度の締結について」指導課、報告願います。

指導課長

報告第5号「学校と警察との相互連絡制度の締結について」ご報告いたします。

このことにつきましては、平成16年10月22日付、葛南教育事務所から学校と警察との相互連絡制度締結の有無についての照会があり、今後締結する旨回答し、これまでは特に個人情報保護の観点から慎重に協定内容等につきまして検討してまいりました。

当該制度につきましては、児童生徒の非行及び犯罪被害の未然防止並びに安全確保、児童生徒の健全育成の効果的推進を図れることから締結する必要があります。

当該制度の締結に当たっては、船橋市教育委員会組織規則第3条第23号の規定に該当することから、教育委員会会議での議決が必要ですが、県警察本部との協定書の調印式等の日程の都合により、同規則第3条の2第1項の規定により、教育長の臨時代理により7月19日に締結いたしました。

したがって、同規則第3条の2第2項の規定により、本日の教育委員会会議7月定例会に報告するものです。

この制度のメリットとしましては、警察からの情報提供を受けることによって、学校において迅速な指導ができること。それから、非行等に関与した児童生徒に対して具体的な指導や対応ができること等が考えられます。

協定書締結の状況といたしましては、この制度は昨年10月、県教育委員会と県警察本部とが締結し、県立学校の適用が今年の1月から始まっております。その後、県内の各市町村単位で県警察本部との締結ということで進められてまいりましたが、本市においては先ほどお話した個人情報保護の観点から慎重に締結について審査し、7月19日に締結したということでございます。今後の日程といたしましては、本日付で保護者への周知文の配布を各学校にお願いしています。

この後7月28日、臨時校長会議を開きまして、制度の内容、取り扱い等につきまして詳しく説明いたします。なお、この制度は、8月1日をもって施行となります。

以上でございます。

委員長

ただいま報告がありました。何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員

この締結書のできる前と後では、生徒への対応はどのように変わりますか。

指導課長

この制度の締結によりまして大きく変わる点は、警察から学校への情報提供がより迅速にできるということが挙げられます。

具体的に申しますと、今までは、例えばバイク等で暴走行為があった場合、逮捕されても直接学校に連絡があるということはありませんでした。今回、この制度をもちまして、そういう連絡がいち早くまいりますので、その家庭との連携だとか、その生徒にかかわる指導が、より迅速に行えるという点が一番大きなメリットとなるかと思えます。

以上です。

委員

先ほど、個人情報保護条例との関連ということで説明がありましたけれども、この場合には、本人の承諾なしにそういうことができるわけですか。

指導課長

それにつきましては、学校の方から保護者とそれから本人とよく話し合いを持ちまして、その情報提供につきましても了解を得ながら進めていくことになっております。

委員長

他に質問等ございませんか。

各委員

なし。

委員長

続きまして、陳情第2号「中学校歴史教科書選定の観点に関する陳情について」でございますが、当該陳情につきましては6月28日付、文書により提出があったものです。

つきましては、船橋市教育委員会会議規則第30条の規定により、請願の例により処理するものとし、審議するものとしたします。

それでは初めに、この件につきまして審議参考のため指導課、説明願います。

指 導 課 長

陳情第2号「中学校歴史教科書選定の観点に関する陳情について」ご説明いたします。

教科用図書の採択に当たっては、学習指導要領の目標を重視するのは当然のことと考えておりますが、目標は、すべての目標が重要であると認識しております。また、学習指導要領の内容の取り扱いに関しましても、特定の項目のみを重視するものではございません。したがって、調査研究においてもすべての目標及び内容の取り扱いを重視するとともに、組織配列、表現という観点にも十分に考慮すべきと考えております。

以上の考えに立ち、船橋市の子どもたちにとって最も適している教科用図書が採択されるように努めてまいります。

以上です。

委 員 長

ただいまの説明について、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

委 員

中学校の歴史教科書の選定に関する陳情書は、今までに数多く出されてきました。私も、研究調査委員も一生懸命努力して、子どもたちのために最適な教科書を選定するように努めておりますので、この陳情を採択しなくても一生懸命努力しているということをご報告申し上げます。

委 員 長

他にございますか。

委 員

今の意見と同じですが、教科書の採択というのは、まず国が教科書としてふさわしいという検定をいたしまして、それを通ったものが私どものテーブルの上に乗ってまいります。それをさらに研究調査委員の方々が丁寧に検証をして、その検証結果をお示しくださるという手続を踏んで、今まさにどれを選ぶかという作業が続いているわけでございます。何度にもわたり陳情をいただいているところでもありますけれども、この陳情については以前の私どもの判断とまた私自身も変わらないところであります。

委 員 長

他にございませんでしょうか。

各 委 員

なし。

委 員 長

それでは、これより挙手により採決いたします。なお、挙手しない方は不採択とみなしますのでご了承願います。

陳情第2号「中学校歴史教科書選定の観点に関する陳情について」を採択することに賛成の方、挙手願います。

各 委 員

(挙手なし)

委 員 長

「挙手なし」により、陳情第2号の陳情については不採択に決しました。

続きまして、議案第41号「船橋市立小・中学校適正規模、適正配置に関する基本方針について」総務課、説明願います。

総 務 課 長

議案第41号「船橋市立小・中学校適正規模、適正配置に関する基本方針について」ご説明いたします。お手元の議案をごらんください。

本市の小・中学校は、昭和40年代の児童生徒急増期を経て、昭和50年代後半から60年代初めを頂点とし、その後減少期を迎え、多くの学校で学級数が減少し、小規模化が進んでおります。しかし一方で、全国的な少子化傾向の中で、小学校の児童数につきましては微増する傾向にあり、特に市内中部から西部地区におきましてはマンション建設等、大規模な住宅開発により大規模化する傾向も見え、小規模化と大規模化が同時に見られ、学校間の格差、不均衡が課題となっております。

この方針につきましては、平成13年度に「21世紀における船橋市立学校等のあり方について」を、「船橋市立学校等将来計画検討協議会」へ諮問を行い、平成15年3月に受けた答申において長期的な視野に立つ、「理想とする学校像」の学校規模が提示され、中期的な改善策としては「現状を踏まえ、適正な学校規模による望ましい学校配置についての基本方針を作成する。」ことが提言されましたので、本年2月から教育委員会事務局内に「船橋市立小・中学校適正規模・適正配置等検討会」を設置し、検討、議論を重ね、方針として作成したものでございます。

なお、国や中央教育審議会における教育改革の動向も十分配慮していく必要もあります

が、学級編制基準は現行の40人学級とし、通学区域につきましては現行の制度を維持していくことを前提に考えております。

検討会では、第1章に記載しましたとおり、船橋市の小・中学校の現状について、過去からの児童数、学校数の推移、学校規模の比較、通学区域・通学距離について考察をいたしました。また、第2章に記載してありますとおり、小規模校及び大規模校の問題点を考察いたしました。

また、第3章に記載してありますとおり法令上の観点から、また児童・生徒数の観点から、また将来「理想とする学校像」に示された問題点について考察し、本市の小・中学校の適正規模を考察してまいりました。

資料の9ページをごらんください。この基本方針におきまして、本市の小・中学校の適正規模につきましては児童生徒に対する教育的効果、また教員配置等の教育指導面の充実、学校管理面並びに現行の学校施設・設備の有効的活用などを総合的に勘案し、学校の適正規模の範囲を12から24学級として定めさせていただきました。

この基本方針をご承認いただきました後につきましては、今後第4章の学校の適正規模・適正配置に関する方針に基づきながら、個々具体的な対応策につきましてプロジェクト等を発足させ、その中で検討していく予定でございます。

以上でございます。

委員長

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員

この基本方針の結論について、まとめて説明していただけますか。

総務課長

学校の適正規模というのも、なかなか難しいところがあります。船橋独自に判断していくというのはなかなか難しいところがありますので、私どもとしては国が示した配置基準、それからあと、先ほどもお話しましたように、答申を受けました中で理想とする学校像の学校規模が提示されておりますので、そこら辺を基準といたしまして12学級から24学級が適正規模ではないかという結論に至っております。

委員

新しい学校の建設についてはどうなんですか。

総務課長

確かに今後の方針としまして、その適正規模・適正配置にどう向かっていくかという中

では、第4章で記載してありますとおり色々な考え方が出てくると思います。当然、そこには財政状況等の問題もありますので、その辺も勘案しながら今後の具体策については考えていくつもりです。

以上です。

委員

まとめますと、小学校・中学校とも12学級から24学級を理想として統廃合を進めるということですね。ただし、統廃合を進めるけれども、新しい学校の建設はしないと、今のままを使っていくと、これが基本方針ですか。

総務課長

今、統廃合というお話がありましたけれども、この時点では適正な学校の規模というのは12学級から24学級ということで結論を導き出しております。それに基づくと過大規模校、それから小規模校という現状があります。それを具体的にどう解決していくかというのは今後の考え方になってくると思いますので、その指針となるべき適正基準というふうにお考えいただければと思います。

委員

では、小学校が55校ありますよね、55校のうち、例えば12から24学級の適正規模に満たされていない学校は何校あるのですか。

総務課長

小学校で12学級を下回っている学校についての数ですけれども、資料の3ページをご覧ください。「学校規模別学校数の推移」が記載してあります。この中で小学校につきましては5クラス以下の学校が1校、それから6から11学級の学校が5校、先ほどもお話ししたように12から18学級のところが30校、19から24のところが12校、それから25から30につきましては6校で、31以上が1校となります。

委員

この基本方針なるものを、この委員会において議決をするということの意味は何かあるのですか。

総務課長

船橋市教育委員会組織規則の中で、「教育行政の運営に関する基本方針を定めること」に関して議決を得る必要がありますので、今回議案として出させていただきます。

委員

その基本方針として、これはきちんとした方針にはなっていないのではないかと思います。この原案は、どうにでも解釈できるような基本方針になってしまうのではないかとこの感じがします。というのは、新しい校舎をつくらないことが、基本方針の一つだとか、そういうものをきちんと挙げていけばいいのですけれども、適正規模から外れた学校をどうしようかということが、それぞれの事情によって全部扱い方が違うようなニュアンスで書いてありますよね。そうすると、何もこの基本方針を決める必要はないのではないかとこの感じがいたします。もう少し、きちんと基本方針としての明確さを求めます。

総務課長

今、委員からご意見ありましたけれども、船橋の歴史の中で地域性だとか、そういうものを持ちながら今まで学校が存在してきたところもあります。学区等につきましても、かなり議論をしながら進めてきたところもあります。そこを一遍につくりかえていくというのが、なかなか我々も難しいところがありますので、やはりこれは時間をかけていろいろ検討していかなければいけない部分だと思います。そういう意味で、その検討のスタートラインということで、このような方針を定めさせていただいたという面もございまして、ご理解いただければありがたいと思います。

委員

現実問題、今非常に少ない学級数になって、運動会を開くのも寂し過ぎるという学校もあるし、一方で大規模化する予兆がある地域もあるという現状が今、船橋に起きておりますよね。そのときに何らかの対応をでき得るものをつくらなければいけないということはよくわかりますし、この時期にやらなければならない仕事だと思います。

ただ、確かに今委員がおっしゃっているように、これだけの分量でなぜ議決をしなければならないかという疑問は私にもあります。小学校の適正規模が12学級から24学級だということを、まず議決をして、そこからプロジェクトをつくって次の具体策に進むのだと理解できるのですけれども、その点ではいかがですか。その適正の数を決めるということが主たるように読み取れるのですけれども、そのあたりどうなのでしょう。

総務課長

今、委員のおっしゃった側面も確かにこの方針の中にあると思います。今は児童数が少子化といえども増えてきているという部分があります。ただ将来は、もう明らかに人口減少という部分もあります。そういう中で、過大規模校については、例えば学校を新設していくというのも財政状況厳しい中で難しく、また用地取得の面でもなかなか厳しい部分があります。

特に問題点と私ども考えていますのは、やはり小規模の方が子どもの教育上の観点から

も、早く解決しなければならないと感じています。

それで、先ほども申しましたけれども、まず適正規模を基準として定めて、その適正規模から外れている範囲のところをどうするかを検討するスタート地点としたいと考えております。

以上です。

委 員

その考え方自体はいいのですね、しなければならないことも確かなのです。ただ、要するに今提出された基本方針をここで議決してしまうと、次のプロジェクトチームがこの基本方針に制約されるのではないかと思うのですね。この基本方針から外れたことが何もできなくなってくるような感じがするのです。

例えば、各中学校の学区を全部なくしてしまって、自由に行きたいところに、特色を持った中学校をつくって、そこに学校経営をさせるとか、そういう上でのバランスをとるとかというような方法も一つあるわけなのですけれども、そういうことができなくなるわけですよ。ここには学区の設定を原則的に踏襲すると書いてあるわけですから。

ですから、そういう縛りがないような基本方針とか、あるいはこれを早急にプロジェクトをつくって研究するとか、そういうことには賛成なのですから、これが基本方針として出されると、ちょっといかなものかなという感じがするわけです。

総 務 課 長

委員のおっしゃっていることも我々よく承知しております。それで、これからの学校をどうしていくかというのは、多様な意見がございます。それから、マスコミ等でもいろいろ報道されて、他市の例でもいろんな点がございます。

ただ、今私ども、一番緊急の課題と考えておりますのは、船橋市の地域の中で、格差がかなり広がっているということが挙げられていますので、早急にそれをまず解決していくのが我々の役目ではないかと考えまして、それでスタートラインとしてこのような方針を定めさせていただいています。

教 育 長

これは船橋のような地区が抱えている大きな問題なのですね。それで、児童生徒数が減少になってきたときに、その学校の持つ教育的意義がどうだとか、それから地域そのものが、かつての船橋のその地域であったような集団に、果たして将来的にも移行していくのかどうかとか、すごく不透明な部分のある地区も多いのですね。それで、とにかく一応学校の規模を適正化して行って、そして集団における教育の効果が上がるようにしていかなければならない、これはもう確かに、早急にそれが迫られているということですね。

ですから、まずプロジェクトといいますか、そういうことを早急に検討するチームをつ

くっていく必要がありますが、そのための基本として、学校の適正規模を小・中学校とも12から24学級とするものです。これは国の基準と少し違いますが、船橋の実情を勘案した基準になっていると思います。

そして、先ほど委員がおっしゃったことも確かにそのとおりです。通学区域の変更、それから通学距離の問題はもう少し弾力的に考えながら進めていくことなど、委員の意見をこの中に入れていくということで、ご理解を得ていったらどうかと。基本的なことははっきりしたわけですから、そういうことでいかがでしょうか。

委 員

現行の中でも学区の弾力化だとか、通学路の問題というのは、かなり弾力的に対応できているわけですね、改めてここでこういうふうに書かれています、現行でも既にできることがたくさんあるし、もうしてきているという現状があると思います。

それから、非常に小さくなってしまった学校への対応は、私はこれをつくってプロジェクトをやっていたら間に合うような問題ではなくて、もう現行でできるあらゆることをしていくということの方が現実的であろうという感じがするのですね。

しかし、今回こうして基本方針が提出されたことから、勉強会を開いて検討していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員

今の意見に賛成です。これは必要なことは確かなのです。ただ、もう少し整理をして欲しい。そして、はっきりしていきたいところを押さえて出していただきたい。我々も勉強会が必要だと思うのです。

委 員 長

他にご意見ございませんか。

各 委 員

なし

委 員 長

それでは、本件は後日勉強会を開いて検討するものとして、議案第41号「船橋市立小・中学校適正規模、適正配置に関する基本方針について」は、継続審議することといたします。

ご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます

本件は継続審議することといたしました。

続きまして、議案第42号「船橋市文化財の指定について」及び議案第43号「船橋市文化財の指定について」は、関連する案件ですので一括して審議したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

全 委 員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。それでは、議案第42号及び議案第43号については、一括して審議するものとします。文化課、説明願います。

文 化 課 長

それでは、議案第42号「船橋市文化財の指定について」ご説明いたします。

船橋市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、船橋市文化財として「瑞花双鳳五花鏡」、それから「梅花文鏡管（残欠）」を指定するというところで提案させていただきました。この資料につきましては、去る6月9日に開催されました文化財審議会におきまして、船橋市文化財指定候補として具申されたものでございます。

本資料は印内台遺跡（27次）の土坑墓内から副葬品として発見されたものであります。添付資料7ページにわたって記載してございますけれども、「五花鏡」につきましては、我が国独自の鏡式であり、全国でも80点に満たない希少な鏡であります。本鏡のように出土状況が明らかなものは、ほかに2例を見ないということでございます。

また、「鏡管」は、この時期のもの自体が極めて少なく、さらに本資料のように文様があるものはさらに少ないということでもあります。

これらのことから、本「鏡」及び「鏡管」は、歴史資料としての価値はもちろん、学術的にも非常に貴重な意義を持つことから、船橋市文化財指定候補として推薦するものでございます。

資料7ページにわたってございますが、順番に見ていただきたいと思います。

それから次に、議案第43号「船橋市文化財の指定について」も、続けて説明いたします。

船橋市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、船橋市文化財として「清川コレクション（特選）」を指定するというところで提案させていただきました。この資料につきまし

でも、去る6月9日に開催されました文化財審議会より具申されたものでございます。

「清川コレクション」は、美術品に対する造詣が深い清川家が収集、保存してきたもので、絵画等の美術品を中心とする184点で、船橋ゆかりの作家である椿 貞雄や、我が国を代表する著名な作品を多数含んでおります。平成11年12月に船橋市に寄贈されたものでございます。椿 貞雄や、我が国を代表する著名なものの中で、さらにこれらの中から特に秀逸な作品9点を精選して、船橋市文化財指定候補とするものでございます。

資料は、この後ろに13ページにわたって、各絵柄ごとにコメントも入れてございますので、参考にしていただきたいと思います。

以上2点のご審議、よろしくお願いいたします。

簡単ですがご説明は以上でございます。

委 員 長

ただいまの説明に何かご意見、ご質問等ございますか。

委 員

一般公開の予定はあるのですか。

文 化 課 長

まだ時期は決めておりませんが、指定した後は、郷土資料館で一般公開する予定でございます。

委 員 長

ほかに、ご意見、ご質問等ございますか。

各 委 員

なし。

委 員 長

それでは、議案第42号「船橋市文化財の指定について」及び議案第43号「船橋市文化財の指定について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。議案第42号及び議案第43号については、原案どおり可決いた

しました。

続きまして、報告事項に入ります。報告事項（１）から（７）について、総務課、説明願います。

総務課長

それでは、各課からの報告事項につきましては、お手元に資料を用意してございます。（１）から（４）及び（７）の報告事項は、担当課から報告させていただきますが、先ほど（７）につきましては非公開とされましたので、（１）から（４）までとさせていただきます。

なお、（５）及び（６）の報告事項につきましては資料のとおりでございますので、報告は省略させていただき、何かご質問等がございましたら、後ほどお受けしたいと思います。

以上です。

委員長

それでは報告事項（１）「平成１７年第２回船橋市議会定例会の報告について」管理部、報告願います。

総務課長

平成１７年第２回定例会市議会の概要についてご報告いたします。今議会は平成１７年６月２７日から７月１５日までの１９日間で行われました。６月２７日の初日でございますが、議案として改正条例案が４件、財産の無償譲渡、訴えの提起、損害賠償の額の決定及び和解が各１件、専決処分の承認が７件、報告が３件あり、市長より提案理由の説明がございました。

これらの中で、教育委員会関係はございませんでしたが、７月８日に追加議案として補正予算案が２件のほか、市長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例案１件が追加提出されました。この件につきましては、教育委員会として教育長の給料が対象となりますが、本日の教育委員会会議７月定例会で報告させていただきましたとおりでございます。

７月１日議案質疑、４日から８日の５日間で一般質問が行われました。教育委員会関連では議案質疑はなく一般質問のみですが、質問の主なものとして管理部関係では、図書館教育についてのうち図書事務職員の司書免許所持者の実態について、京都議定書と環境対策についてのうち、サブグラウンド等の部分的な芝生化の進捗状況について、学校開放についての質問がございました。

学校教育部関係では、スタートした教育支援室について、英語教育と国語教育について、これにつきましては、選挙公約の関係もあり、市長よりきめ細かな答弁があり、締めくくりに「私の立場からは、教育行政の中に立ち入ることはできませんけれども、英語教育の普及と共に国語教育の充実についても、教育委員会に対してお願いしてまいりたい。」旨の

答弁がございました。

そのほか、学力テストについて、学校教育における職業体験教育について、学校週5日制に伴う諸問題について、児童生徒の登下校時の安全対策について、教科書採択問題について、この件に関しましては教育長から、「教科書の採択制度については検定制度がとられていること、複数社の教科書が検定をパスしており、特定の教科書についてのコメントはできないこと、歴史認識の問題については、各マスコミから種々報道されており、近隣諸国で独自の歴史認識を持っていると把握していること、また小泉総理の歴史認識についても教育長としての立場で申し上げることはない。」等の答弁がありました。

その他、道路整備と安全対策について、船橋市における環境教育について、図書館教育について、英語教育と言葉の教育について、特別支援教育と特殊学級の見直しについて、学校給食について、学校支援ボランティア制度について、学校給食現場における石鹸使用について、児童生徒の体力低下対策について、ALTの配置の促進と特区申請について、この件に関しましても教育長から「ALTが子どもたちとともに生活することにより、国際的な文化交流の場になっていることから、ALTの配置・派遣について充実を図り、英語担当教員についても研修等積極的に進めていきたいこと、また特区については独自の英語科授業が可能になる反面、他教科の見直しや教員の増員配置等の問題も残るが、積極的に検討したい。」旨の答弁がありました。

生涯学習部では、二和公民館の音響機器について、文化芸術の振興について、小室公民館のバリアフリー化について、そのほか、公民館、文化ホールの公金の支出についての質問等がございました。

なお、1日の議案質疑終了後、法人の経営状況報告に関連して、文化スポーツ公社の指定管理者としての取り組みの中、選考に漏れた場合のプロパーの処遇について質問があり、仮に取れなかった場合は関係部局と協議したい旨、管理部長が答弁したところでございます。

12日には、文教委員会にて請願1件と陳情4件が審議され、請願5号「特別支援教育の条件整備に関する請願」、陳情第19号「中学歴史・公民教科書採択に関する陳情」につきましては、日本共産党、民主・市民クラブの議員を除く賛成少数で不採択、陳情第17号「教育予算拡充の意見書提出に関する陳情」、陳情第18号「義務教育費国庫負担制度堅持の意見書提出に関する陳情」につきましては全会一致で、また陳情第20号「静ひつな教科書採択環境の確保に関する陳情」につきましては、日本共産党、民主・市民クラブの議員を除く賛成多数で採択となり、最終日の本会議でも同様の結果となりました。

なお本会議では、正副議長並びに各委員会等の構成メンバーの改選があり、議長に田久保好晴議員、副議長に倍田賢司議員、また文教委員会委員長に中村 実議員、同副委員長に神田廣栄議員が選出されましたことを申し添えます。

以上で報告を終わります。

委員長

ただいまの報告に何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

各委員

なし。

委員長

続きまして、報告事項（２）「西図書館除籍に関する損害賠償事件について」及び（３）「船橋市西部公民館等建替設計委託契約の締結について」は社会教育課、報告願います。

社会教育課長

初めに、西図書館除籍に関する損害賠償請求事件につきましてご報告をいたします。

この件の経緯でございますが、平成13年8月に西図書館において特定の著者の書籍多数を含む107冊が除籍及び処分されたことについて、著者8名と新しい歴史教科書をつくる会の9者から、船橋市と司書に対して平成14年8月13日付で東京地方裁判所に合計2,700万円の損害賠償を求める訴状が出されたものです。なお、2,700万円につきましては、2審では8者2,400万円に変わりました。

1審の東京地方裁判所では、15年9月9日に「著者と船橋市の関係において違法となることはなく、船橋市に法的責任は生じない」として原告の請求を棄却しました。控訴されました2審の東京高等裁判所でも16年3月3日に1審判決が相当として原告の請求を棄却しました。そして、同年の3月19日に最高裁判所に上告をされまして、17年7月14日、先週でございますが判決が出されました。なお、司書への上告につきましては、最高裁判所において棄却をされております。ですから船橋市についてだけ最高裁判所で取り上げたということです。

最高裁判所の判決内容でございますが、判決の主文として「原判決、原判決というのは高等裁判所の判決という意味ですが、原判決のうち被上告人、船橋市のことです、に関する部分を破棄する。前項の部分につき、本件を東京高等裁判所に差し戻す。」と。

理由としてたくさん書いてございますが、かいつまんで申しますと、「公立図書館の図書館職員である公務員が、図書館の廃棄について基本的な職務上の義務に違反して、著作者または著作物に対する独断的な評価や、個人的な好みによって不公正な取り扱いをしたときは、当該図書館の著作者の人格的利益を侵害するものとして国家賠償法違反となるというべきである。」という趣旨の理由がございました。

今後の裁判につきましては、差し戻された東京高等裁判所で損害額の認定等のための審理が行われると思われますので、引き続き顧問弁護士と相談をしながら対応してまいります予定でございます。

以上です。

委 員 長

ただいま報告がありました。何かこの件について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

各 委 員

なし。

社会教育課長

それでは、3番目の報告です。船橋市西部公民館等の建て替え設計委託契約についてご報告をいたします。

本年6月20日に長谷川清次郎設計事務所に西部公民館等の建て替え設計の委託をいたしました。契約期間は本年6月21日から来年の3月31日までの間にするというので、契約額などは資料のとおりです。

今後の予定でございますが、今年度基本設計から実施設計を行い、18・19年度の2か年にわたって既存の建物解体と新しい建物の工事をし、20年春に完成してオープン予定です。

以上です。

委 員 長

ただいまの報告事項(2)及び(3)について、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

各 委 員

なし。

委 員 長

続きまして報告事項(4)「船橋市立船橋小学校と一宮町立東浪見小学校との交流宿泊学習の実施報告について」一宮少年自然の家、報告願います。

一宮少年自然の家所長

平成17年度船橋市立一宮少年自然の家主催事業、「船橋市立船橋小学校と一宮町立東浪見小学校との交流宿泊学習」の実施報告をいたします。

趣旨としましては、船橋市と一宮町の子どもたちが少年自然の家での共同生活や自然体験を通して、自然の美しさ、優しさを感じるとともに、相互の交流を深めることを目的としました。

実施日ですけれども、6月16日から17日、1泊2日で行いました。

参加人数ですけれども、船橋小学校は5年生63名、東浪見小学校は4年生と5年生35名、それから引率の職員等を含めまして107名で実施いたしました。

主な活動ですが、これにつきましてはこの後の実施経過及び反省などで述べさせていただきます。

では、その最後に書いてあります実施経過及び反省等ですけれども、第1日目、東浪見小学校体育館で対面式を実施いたしました。両校とも初めは緊張した面持ちでしたが、ゲームなどを通してお互い打ち解け、和やかな雰囲気が出てきました。午後は白子町の中里海岸で地引網を実施しました。ちょうど小雨も上がり、漁師指導のもと、どの子もかけ声をかけながら生き生きと活動していました。漁は大漁とはいきませんでしたけれども、自然の恵みのすばらしさを感じてきたようでした。天候悪化のため、キャンプファイヤー、蛍観察はできませんでしたが、その分夕食後のキャンドルサービスが盛り上がり、東浪見小学校、船橋小学校が1つの学校に融合したかのように感じられました。

第2日目ですけれども、一宮駅から自然の家までの混成ウォークラリーでは、協力・助け合いの中、両校の交流が一層深まりました。お別れの式では、最後に両校の子どもたちが名残惜しそうに握手していたのがとても印象的でした。

今年で2回目が終了しましたがけれども、地元の学校、要するに東浪見小学校ですけれども、地元の学校にとっては活動範囲が生活圏であるため新鮮味に欠ける面がありました。次年度は船橋市内施設に案内する中で交流を深められるプログラムを考慮する必要を感じました。

2枚目をごらんください。活動の様子をカメラにおさめました。対面式は、これは東浪見小学校の体育館の中で行いました。その後、「みんなでゲーム」ということでじゃんけんゲームなどいろんなゲームを行いました。そして、一宮少年自然の家で昼食をとった後、地引網に出発しました。漁師さんの話では潮が大変早かったので漁が少なかったということですが、子どもたちは地元でとれた魚を見て、大変喜んでおりました、写真にありますけれども「ボラをゲット」ということで写真にとりました。女の子たちが持っているコハダですけれども、その後食堂でてんぷらにいただきまして、夕食の食卓に出ました。次、夕食後はキャンドルサービスですけれども、マツケンサンバ等2校で一緒になって踊りの輪ができ上がりまして、大変盛り上がりました。それから、あと2日目はJRの一宮駅よりウォークラリーを実施いたしました。最後、お別れ式の握手で、どの子も非常に名残惜しそうにしておりました。

以上です。

委 員 長

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委 員

大変お疲れさまでございました。何しろ全員が無事で、事故もなく病気もなく終わったことを本当にうれしく思います。関係した皆さん方の労をねぎらっていただきたいと思えます。私も小さな子どもたちと暮しておりますので、子どもたちにとってこの一宮での体験がどんなに楽しくて、精神的にとてもいい思い出を残すかということ、体験的によくわかっているものですから、本当に無事に終わって皆さんのご苦勞をありがとうと感謝を申し上げたいと思えます。

確かに一宮の子どもたちにとれば、たまには違うところへ行ってみたいという気持ちがあるのも当然のことだと思えました。ですから、来年の企画に当たりましてはまた少し工夫をして、こちらにお招きできるようなことがあれば、今度は船橋の子どもたちがおもてなしをするということでいろいろと学ぶことができるのではないかというような感想を持ちました。

いずれにしてもお疲れさまでございました。ありがとうございます。

委 員 長

ほかにご意見、ご質問等ございますか。

各 委 員

なし

委 員 長

続きまして、報告事項（５）「市・県・関東・全国中学校体育大会について」及び（６）「縄文コンテンポラリーアート展 i n ふなばし 2 0 0 5 の開催について」について、何かご意見、ご質問等ございますか。

各 委 員

なし。

委 員 長

それでは続きまして、先ほど非公開と決しました議案第４４号「船橋市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について」及び議案第４５号「船橋市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」、議案第４６号「平成１８年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について」、議案第４７号「平成１８年度船橋市立小・中学校教科用図書並びに特殊学級及び養護学校の教科用図書の選定について」及び報告事項（７）「教員の処分等について」の審議に入りますので、傍聴人は退席願います。

(傍聴人退場)

委 員 長

それでは、議案第44号「船橋市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について」総合教育センター、説明願います。

議案第44号「船橋市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について」、総合教育センター所長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第45号「船橋市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」生涯スポーツ課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

委 員 長

続きまして、議案第46号「平成18年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について」について審議しますので、関係職員以外は退席願います。

(関係職員以外退席)

委 員 長

それでは、議案第46号「平成18年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について」学務課、説明願います。

議案第46号「平成18年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について」、学務課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

委 員 長

続きまして議案第47号「平成18年度船橋市立小・中学校教科用図書並びに特殊学級及び養護学校の教科用図書の選定について」審議をしますので、学務課長及び市立船橋高等学校長は退席し、指導課長を入室させてください。

退室 学務課長、市立船橋高等学校長

入室 指導課長

委 員 長

それでは議案第47号「平成18年度船橋市立小・中学校教科用図書並びに特殊学級及び養護学校の教科用図書の選定について」指導課長、説明願います。

議案第47号「平成18年度船橋市立小・中学校教科用図書並びに特殊学級及び養護学校の教科用図書の選定について」、指導課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

委 員 長

続きまして報告事項(7)「教員の処分等について」報告願いますので、指導課長は退席し、学務課長を入室させてください。

退室 指導課長

入室 学務課長

委 員 長

それでは報告事項(7)「教員の処分等について」学務課、報告願います。

「教員の処分等について」学務課長から、報告された。

委 員 長

職員、傍聴人を入場させてください。

(職員、傍聴人入場)

委 員 長

本日予定しておりました議案等の審議は終了いたしましたが、何かほかにございますか。

各 委 員

なし。

委 員 長

それでは、これで教育委員会会議7月定例会を閉会いたします。